

## 大口外国為替取引の市場連動相場制適用のお知らせ

10万米ドル以上等の大口取引については公示相場を適用せず、お客さまより取引依頼を受け付けた時点の市場実勢相場に基づいた取引相場を適用する「市場連動相場制」を適用させて頂いております。

### 記

#### 1. 市場連動相場制の適用大口取引

米ドル建て取引については一件10万米ドル以上の取引

米ドル以外の通貨取引については、公示相場（仲値）にて一件1千万円以上となる取引

#### 2. 市場連動相場制の適用時間

取引当日の午前10時から午後3時までの受付分については、市場連動相場制を適用いたします。

公示相場公表（午前10時）までの受付分については、公示相場を適用いたします。

#### 3. 市場連動相場制を適用する取引

外貨預金入出金取引

外貨両替取引

外貨建仕向送金取引

外貨建被仕向送金取引

外貨建輸入決済取引

外貨建輸出手形買取及び取立入金取引

外貨建小切手買取及び取立入金取引

本件に関するお問い合わせは、お取引店舗または

証券国際部 国際業務課（TEL. 075-211-2111（代））までお願いいたします。

以上